

# 山梨県公報

第二千六百三十三号

平成二十八年

九月一日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更(三件)……………七五七  
 ○道路の供用開始(二件)……………七五八

### 公告

○平成二十八年年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………七五八  
 ○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出(二件)……………七五八  
 ○平成二十八年年度技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の検定職種及び選択科目の追加……………七五九  
 ○平成二十八年年度後期技能検定の実施……………七六〇  
 ○公共測量の実施……………七六三  
 ○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………七六四  
 ○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………七六四

## 告示

### 山梨県告示第二百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年九月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

**山梨県告示第二百九十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年九月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中下条甲府線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
甲府市小松町字十二天四八七番一地从先から 甲府市緑が丘二丁目八四四番一地从先まで	一一・三〇 四八・九	一一・七〇 四八・九	七三五・〇
甲府市飯田荒川左岸堤防敷地先から 甲府市飯田二丁目四九番地先まで	三二・八〇 七五・〇	三二・八〇 七九・三	五二・九

### 山梨県告示第二百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成二十八年九月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道

二 路線名 箕輪須玉線  
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延(長) (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町穴平字宮田五五四一第一地先から 北杜市須玉町穴平字宮田五五四番一地先まで	一三・四 一六・〇	二二・一	八三・九	八三・九

山梨県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年九月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延(長) (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井甲州線	笛吹市八代町米倉字花田七二〇番一地从り 笛吹市八代町米倉字花田六八七番九地先まで	九二・四	平成二十八年九月一日

山梨県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年九月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延(長) (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从り 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从りまで	三四・五	平成二十八年九月一日

公 告

● 平成二十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後 藤 齋

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五四六・八三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七三・八〇ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四一・〇九ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇八・一一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七五八・七〇ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五一・八八ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一、五六六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇四六・一七ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五五五・〇八ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	六九二・四五ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一四八・七〇ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一六二・六三ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二七・八六ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一七〇・一〇ヘクタール

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお

り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十九年一月四日まで縦覧に供する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社フォレストモール 代表取締役 多田直樹	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(一) 名称 フォレストモール富士河口湖  
(二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番地一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社フォレストモール 代表取締役 多田直樹	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

- 3 変更の年月日 平成二十八年七月一日
- 三 届出年月日 平成二十八年七月二十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十

九年一月四日まで縦覧に供する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社フォレストモール 代表取締役 多田直樹	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(一) 名称 フォレストモール富士川  
(二) 所在地 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町九百七十三番一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社フォレストモール 代表取締役 多田直樹	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

- 3 変更の年月日 平成二十八年七月一日
- 三 届出年月日 平成二十八年七月二十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 平成二十八年度技能検定（随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級）の検定職種及び選択科目の追加

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六條第三項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付け山梨県公報第二千五百九十二号で公告した平成二十八年度技能検定（随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級）の検定職種

及び選択科目を次のとおり追加する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 三級 三級の検定職種のうち前期（平成二十八年四月一日から同年九月三十日まで）の期間をいう。以下同じ。）又は後期（同年十月一日から平成二十九年三月三十一日まで）の期間をいう。以下同じ。）の期間に関わらずに随時実施するもの及び当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものに、次のとおり追加する。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
めつき	電気めつき作業法及び溶解亜鉛めつき作業法	電気めつき作業及び溶解亜鉛めつき作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	ブロー成形法	ブロー成形作業

二 基礎一級及び基礎二級 基礎一級及び基礎二級の検定職種のうち前期又は後期の期間に関わらずに随時実施するもの及び当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものに、次のとおり追加する。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
めつき	電気めつき作業法及び溶解亜鉛めつき作業法	電気めつき作業及び溶解亜鉛めつき作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	ブロー成形法	ブロー成形作業

● 平成二十八年度後期技能検定の実施  
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
平成二十八年九月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 実施職種

1 特級 特級の検定職種のうち後期（平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日まで）の期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。

2 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法及びロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
金型製作	プレス金型製作・金属プレス加工法及びプラスチック成形用金型製作・プラスチック成形法	プレス金型製作作業及びプラスチック成形用金型製作作業
工場板金	機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法	機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業

機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造法及び集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法及びプリント配線板製造法	プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
石材施工	石材加工法	石材加工作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし

鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法及び塩化ビニル系シート防水施工法	アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業及び塩化ビニル系シート防水工事作業
テクニカルイラストレーション	なし	テクニカルイラストレーションCAD作業
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業

3 二級 三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法及びシーケンス制御法	配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業

検定職種	プリント配線板製造	プリント配線板設計法及びプリント配線板製造法	プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業
	時計修理	なし	なし
	冷凍空気調和機器施工	なし	なし
	家具製作	なし	なし
	プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
	建築大工	なし	なし
	配管	建築配管施工法	建築配管作業
	鉄筋施工	なし	なし
	テクニカルイラストレーション	なし	テクニカルイラストレーションCAD作業
	機械・プラント製図	なし	機械製図CAD作業
	電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし	

4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

電子回路接続	なし	なし
	樹脂接着剤注入施工	なし

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日 平成二十八年十二月一日(木)から平成二十九年二月十二日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日を行う。

(二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表 平成二十八年十一月二十四日(木)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職種	実施期日
1 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管及び型枠施工	平成二十九年一月十二日(日)
2 三級 電気機器組立て及び配管	
1 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造	平成二十九年一月二十九日(日)
2 一級及び二級 さく井、金型製作、工場板金、時計修理、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図	

<p>3 三級 時計修理、冷凍空調和機器施工、家具製作、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作</p>	
<p>1 一級及び二級 金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び塗装</p>	<p>平成二十九年二月五日(日)</p>
<p>2 三級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション及び電気製図</p>	
<p>3 単一等級 電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工</p>	

四 受検申請の手続  
 (一) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面  
 2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)に該当する者以外の者 一万七千九百円  
 (2) 二級又は三級を受検する者のうち次のア又はイに該当する者 一万九千九百円

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る)、大学(同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。)若しくは高等専門学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者

イ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者(職業に就いている者及び職業能力開発促進法施行規則第九条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)

(二) 学科試験 三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 平成二十八年十月三日(月)から同月十四日(金)まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、平成二十九年三月十日(金)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。

なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（修正数値図化及び編集（GISレベル五百地形図））
- 二 測量の地域 甲府市の一部、甲斐市の一部、中央市の一部及び中巨摩郡昭和町（甲府市上下水道局給水区域内）
- 三 測量の期間 平成二十八年七月二十九日から平成二十九年三月十八日まで

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十八年九月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 富士河口湖町小立土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成十七年十一月七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 南都留郡富士河口湖町小立字白木、字出口、字李原、字皮籠石、字大堀及び字七本桜並びに勝山字豆塚の各一部
- 四 事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地
- 五 設立認可の年月日 平成十七年十一月七日
- 六 変更認可の年月日 平成二十八年八月二十五日

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第八号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月一日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

#### 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三南甲府警察署の部上九一色警察官駐在所の項中「甲府市梯町二七一」を「甲府市古閑町一一五九」に改め、同表南部警察署の部身延駅前警察官駐在所の項中「南巨摩郡身延町角打五三七の五」を「南巨摩郡身延町角打三二二八」に改め、同表笛吹警察署の部芦川警察官駐在所の項中「笛吹市芦川町中芦川六五九の三」を「笛吹市芦川町中芦川五七九」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三笛吹警察署の部芦川警察官駐在所の項の改正規定は、平成二十八年九月二十六日から施行する。